

18歳投票スタート!

公職選挙法の改正により、今回の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。若者の意見や考えを政治に届きやすくするための改正です。貴重な一票を大切に皆さん投票しましょう。

投票の流れ

- ① 自宅に郵送された入場券をもって指定の投票所へ行きます。
- ② 受付に入場券を提出し名簿対照係が本人確認を行います。
- ③ 投票用紙交付係から投票用紙を受け取ります。
- ④ 投票記載所で投票用紙に投票したい候補者・政党を記載します。
- ⑤ 投票箱に投票用紙を入れます。これで投票終了です。

別表1 投票所および投票時間

投票区	投票所	投票区域	投票時間
第1	皆野総合センター内	戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、下田野区	午前7時 午後8時
第2	皆野町文化会館内	根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下大浜区、原区、下原区	
第3	自然休養村管理所内	大字金崎、大字国神、大字大測、大字野巻の全域、大字下日野沢の一部	
第4	皆野町消防団第4分団詰所内	大字金沢の全域	
第5	わく・ワクセンター内	大字下日野沢の一部、大字上日野沢の全域	
第6	三沢小学校内	大字三沢の全域	

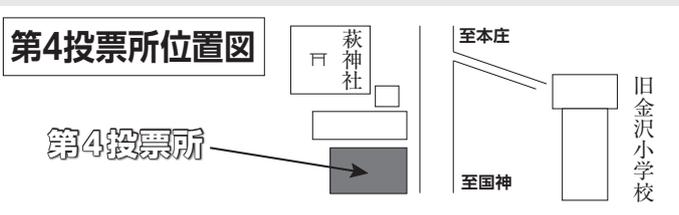
配布(郵送)される入場券に投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ

ご注意ください! 第4投票所が変わりました

第4投票区(金沢地区)の投票所が消防団第4分団詰所に変更になりました。お間違えの無いようご注意ください。



手続などの詳細については、
選挙管理委員会へお問い合わせください



別表3 郵便などによる不在者投票ができるか

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害		
心臓機能障害	特別項症から第3項症まで	1級もしくは3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害	1級から3級	
免疫障害		
介護保険 要介護状態区分 「要介護5」		

問合せ 皆野町選挙管理委員会(総務課内) ☎62-1231